

## 10.2 投資・サービス章留保表 (附属書 I & II) カナダ

梅津英明\*  
柴田久\*\*  
立川聡\*\*\*

### I. 現在留保 (附属書 I)

投資章・サービス章におけるカナダの中央政府・地域政府レベルでの現在留保のうち、主な内容は以下の通り (全ての分野を網羅しているものではない点に留意されたい)。なお、下記で特段の記載のない限り、中央政府レベルでの現在留保を意味する。

分野	留保対象義務/概要
全分野	<p>内国民待遇 (投資章)、最恵国待遇 (投資章)、特定措置の履行要求 (投資章) 並びに経営幹部及び取締役会 (投資章)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>カナダ事業の価値が 15 億カナダドル (毎年 1 月に調整される。) 以上である場合、投資庁長官は、TPP 協定が 30.5 条に従って発効した時の原署名国である国の投資家によるカナダ事業の直接的な「支配権の獲得 (acquisition of control)」を審査する。なお、他の締約国の国有企業によるカナダ事業の直接的な「支配権の獲得 (acquisition of control)」の場合には、カナダ事業の価値が 3.69 億カナダドル (毎年 1 月に調整される。) 以上の場合に審査対象となる。また、これらの閾値は、文化的な事業の獲得には適用されない。</li> <li>9.1 条の「締約国の投資家」の定義に関わらず、TPP 協定が 30.5 条に従って発効した時の原署名国である国の投資家又はかかる原署名国の国民に支配された法人に限り、高い閾値による審査を受けられる。</li> <li>カナダ投資法の審査に服する投資は、カナダ投資法の主務大臣が、当該投資がカナダの利益となる可能性が高いと判断しない限り、実施できない。</li> </ol>
全分野	内国民待遇 (投資章)

\* うめつ ひであき/弁護士・森・濱田松本法律事務所

\*\* しばた ひさし/弁護士・森・濱田松本法律事務所

\*\*\* たつがわ さとし/弁護士・森・濱田松本法律事務所

	<p>非居住者は、特定の割合（以下の通り）を超えて、以下の会社の議決権株式を保有してはならない。</p> <p>(a) Air Canada：合計 25%</p> <p>(b) Cameco Limited：各 15%（非居住の自然人）、合計 25%</p> <p>(c) Nordion International Inc：合計 25%</p> <p>(d) Theratronics International Limited：合計 49%</p> <p>(e) Canadian Arsenals Limited：合計 25%</p>
全分野	<p>現地における拠点（サービス章）</p> <p>カナダに通常居住する個人、カナダに本社のある企業又は外国企業のカナダ支店のみが、商品及び関連するサービスの輸入・輸出の許可又は通過許可証の申請をすることができ、また、その許可を受けることができる。</p>
運送	<p>内国民待遇（投資章）、最恵国待遇（投資章）、並びに経営幹部及び取締役会（投資章）</p> <p>カナダ人のみが、一定の国内サービスや国際サービスなどの商業航空運送サービスを提供することが許される。</p> <p>なお、カナダ人とは、Immigration and Refugee Protection Act におけるカナダ市民若しくはカナダの永住者、カナダ政府若しくはカナダ政府機関、又はこれらの者に事実上支配され、これらの者に議決権の 75%（若しくはカナダ総督が特定したこれより少ない割合）以上所有・支配されている、カナダ若しくはカナダの州の法律に基づいて設立された会社若しくは法人をいう。</p>
運送	<p>内国民待遇（サービス章）及び現地における拠点（サービス章）</p> <p>カナダの国民又は企業が、カナダで登録され、かつ、カナダで製造又は納税済みのトラック又はバスを利用している場合に限り、カナダ領域内でのトラック・バスサービスを提供することができる。</p>
運送	<p>内国民待遇（投資章・サービス章）及び現地における拠点（サービス章）</p> <p>船舶をカナダで登録するためには、船舶の所有者又は船舶を独占的に専有する者は、カナダ市民若しくはカナダの永住者、又はカナダ国内法若しくはカナダの州法に基いて設立された法人でなければならない等の一定の要件を充たす必要がある。</p>
全分野	<p>内国民待遇（投資章・サービス章）、最恵国待遇（投資章・サービス章）、特定措置の履行要求（投資章）、経営幹部及び取締役会（投資章）並びに現地における拠点（サービス章）</p> <p>地域政府レベルの留保として、全ての州又は準州における既存の全て</p>

	<p>の不適合措置が規定されている。</p> <div data-bbox="440 378 1343 515" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>【解説・コメント】</b>          地域政府とは、カナダについては、州又は準州の政府をいう（1章附属書 1—A）。</p> </div>
<p>通信</p>	<p>内国民待遇（投資章）並びに経営幹部及び取締役会（投資章）          原則として、設備ベースの通信サービス提供者への外国人による投資は、最大で議決権の合計 46.7%（直接投資は 20%、間接投資は 33.3%）までに制限されている。かかるサービス提供者は、カナダ人により事実上支配されていなければならない。また、80%以上の取締役会のメンバーはカナダ人でなければならない。</p>

**【附属書 I に関する全体的解説・コメント】**

日本はカナダとの間で投資協定又は経済連携協定を締結していない。TPP 協定では、義務が適用されない措置や分野を列挙する方式（いわゆるネガティブ・リスト方式）が採用され、法的安定性や予見可能性が高まった。

## II. 包括的留保（附属書 II）

投資章・サービス章におけるカナダの包括的留保のうち、主な内容は以下の通り（全ての分野を網羅しているものではない点に留意されたい。）。

分野	留保対象義務／概要
運送	<p>内国民待遇（投資章・サービス章）、最恵国待遇（投資章・サービス章）及び現地における拠点（サービス章）</p> <p>カナダは、航空運送サービスに係る販売及びマーケティングに関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p>
全分野	<p>最恵国待遇（投資章・サービス章）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. カナダは、TPP 協定が発効するまでの間に発効し又は署名された二国間又は多国間の国際協定に従って他の国に異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</li> <li>2. カナダは、以下に関する事項については、TPP 協定の発効後に発効し又は署名される国際協定に従って他の国に異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(a) 航空</li> <li>(b) 漁業</li> <li>(c) 海事（海難救助を含む。）</li> </ol> </li> </ol>

また、カナダは、市場アクセス（サービス章）につき、全ての分野において、サービスの貿易に関する一般協定（GATS）第 16 条におけるカナダの義務に矛盾しない措置を採用又は維持する権利を留保している。但し、同条に規定する市場アクセスの内容は、概要、以下の点で改善している（全ての分野を網羅しているものではない点に留意されたい。）。

### 【解説者注】

下表の記載において、第 1 モードとは、越境取引（ある国の領域から他の国の領域へのサービス提供）を、第 2 モードとは、国外消費（ある国の領域における他の国のサービス消費者へのサービス提供）を、第 3 モードとは、商業拠点（ある国のサービス提供者による、他の国の領域における商業拠点を通じたサービスの提供）を、第 4 モードとは、人の移動（ある国のサービス提供者による、他の国の領域内における自然人を通じてのサービス提供）をそれぞれ意味する。

分野	市場アクセスの改善
----	-----------

<p>会計、監査及び簿記サービス</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1モードについては以下削除</li> <li><u>監査</u></li> <li>－商業拠点に係る要件：ノバスコシア州</li> <li>－認定に係る国籍要件：マニトバ州及びケベック州</li> <li>－認定に係る永住要件：オンタリオ州</li> <li>・第2モードについては以下削除</li> <li><u>監査</u></li> <li>－商業拠点に係る要件：ノバスコシア州</li> <li>－認定に係る国籍要件：マニトバ州及びケベック州</li> <li>－認定に係る永住要件：オンタリオ州</li> </ul>
<p>建築サービス</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1モードについては以下削除</li> <li><u>建築</u></li> <li>－認定に係る国籍要件：ケベック州</li> </ul>
<p>エンジニアリング・サービス</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1モードについては以下削除</li> <li><u>コンサルティングエンジニア</u></li> <li>－商業拠点に係る要件：マニトバ州</li> <li><u>エンジニア</u></li> <li>－認定に係る永住要件：ニューファンドランド・ラブラドール州及びノバスコシア州</li> <li>－認定に係る国籍要件：ケベック州</li> <li>・第2モードについては以下削除</li> <li><u>コンサルティングエンジニア</u></li> <li>－商業拠点に係る要件：マニトバ州</li> <li><u>エンジニア</u></li> <li>－認定に係る永住要件：ニューファンドランド・ラブラドール州、ノバスコシア州</li> <li>－認定に係る国籍要件：ケベック州</li> </ul>
<p>総合エンジニアリング・サービス</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1モードについては以下削除</li> <li><u>コンサルティングエンジニア</u></li> <li>－商業拠点に係る要件：マニトバ州</li> <li><u>エンジニア</u></li> <li>－認定に係る永住要件：ニューファンドランド・ラブラドール州、ノバスコシア州</li> </ul>

	<p>－認定に係る国籍要件：ケベック州</p> <p>・第 2 モードについては以下削除  <u>コンサルティングエンジニア</u></p> <p>－商業拠点に係る要件：マニトバ州  <u>エンジニア</u></p> <p>－認定に係る永住要件：ニューファンドランド・ラブラドール州、ノバスコシア州</p> <p>－認定に係る国籍要件：ケベック州</p>
都市設計及び景観設計サービス	<p>・第 1 モードについては以下削除  <u>地域／都市計画</u></p> <p>－肩書の使用に係る国籍要件：ケベック州</p>
不動産サービス	<p>・第 1 モードについては以下削除  <u>公認鑑定士</u></p> <p>－肩書の使用に係る国籍要件：ケベック州</p>
経営相談サービス	<p>・第 1 モードについては以下削除  <u>土壌学者</u></p> <p>－認定に係る国籍要件：ケベック州  <u>プロフェッショナル・アドミニストレーター</u>  <u>及び公認経営コンサルタント</u></p> <p>－肩書の使用に係る国籍要件：ケベック州の    アドミニストレーターの専門法人  <u>産業関連カウンセラー</u></p> <p>－肩書の使用に係る国籍要件：ケベック州</p> <p>・第 2 モードについては以下削除  <u>土壌学者</u></p> <p>－認定に係る国籍要件：ケベック州</p>
調査及び警備サービス	<p>・第 3 モードについては以下削除  <u>企業及び個人情報の調査</u></p> <p>－株式の保有につき、合計 25%及び各 10%    までの外資保有制限：オンタリオ州</p>
科学及び技術に関連する相談サービス	<p>・第 1 モードについては以下削除  <u>土地測量士</u></p> <p>－認定に係る国籍要件：ノバスコシア州及び    ケベック州</p> <p><u>地下測量サービス</u></p>

	<p>－認定に係る国籍要件：ケベック州  <u>専門技術者</u></p> <p>－認定に係る永住要件：ケベック州  <u>化学者</u></p> <p>－認定に係る永住要件：ケベック州      ・第2モードについては以下削除  <u>土地測量士</u></p> <p>－認定に係る国籍要件：ノバスコシア州及びケベック州      地下測量サービス</p> <p>－認定に係る国籍要件：ケベック州</p>
その他実務サービス	<p>・第1モードについては以下削除  <u>公認翻訳者及び通訳者</u></p> <p>－肩書の使用に係る国籍要件：ケベック州</p> <p>・第2モードについては以下削除  <u>公認翻訳者及び通訳者</u></p> <p>－肩書の使用に係る国籍要件：ケベック州</p> <p>・第3モードについては以下削除  <u>債権回収代行</u></p> <p>－合計25%及び各10%までの外資保有制限：      オンタリオ州</p>
クーリエサービス	<p>・第3モードについては以下削除</p> <p>－経済需要テスト：ノバスコシア州及びマニトバ州</p>
土木に係る総合建設工事	<p>・第3モードについては以下削除  <u>建設</u></p> <p>－水力用地の開発許可の申請者及び保有者は、オンタリオ州で設立された法人でなければならない。</p>
問屋サービス	<p>・第1モードについては以下削除</p> <p>水産加工品の市場：ノバスコシア州の居住者は非居住者と契約を締結するためには当局の承認を得る必要がある。</p>
鉄道旅客及び貨物運送	<p>・第1モードについては以下削除</p> <p>－カボタージュ制限</p>

道路旅客運送	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3モードについては以下削除  <u>都市バス運航及び定期サービス</u>            ー公衆の便益及び需要テスト: プリンズエドワードアイランド州</li> </ul>
道路貨物運送	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3モードについては以下削除  <u>高速貨物運航</u>            ー公衆の便益及び需要テスト: ブリティッシュコロンビア州、マニトバ州、オンタリオ州、プリンズエドワードアイランド州及びノバスコシア州</li> </ul>
通信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3モードについては以下削除            ノバスコシア州: いかなる者も Maritime Telegraph and Telephone Ltd.の株式について1,000株超の議決権を行使できない。</li> </ul>

【附属書Ⅱに関する全体的解説・コメント】

日本はカナダとの間で投資協定又は経済連携協定を締結していない。TPP 協定では、義務が適用されない措置や分野を列挙する方式（いわゆるネガティブ・リスト方式）が採用され、法的安定性や予見可能性が高まった。また、上記のとおり、GATS 第16条に規定する市場アクセスの内容が改善している。

III. 備考及び更新情報

ver.2: 附属書Ⅱに関する全体的解説・コメントを加筆の上、明確化のための加筆・修正を行った。